

港区地域保健福祉計画（令和3年度～8年度）の進捗状況

第3章 障害者分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業(小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価(令和4年10月～令和5年3月)	今後の取組予定(令和5年4月～令和6年3月)	担当課
1 障害者が安心して暮らせる環境の整備【重点施策】	(1) 心のバリアフリーの普及	①差別解消の取組の推進	A	a	障害者団体や民生委員・児童委員等で構成する「港区障害者差別解消地域協議会」を12月に開催し、障害特性に応じた合理的配慮に関する区の取組等の紹介や意見交換をしました。参加者からは、「障害者福祉に携わる地域の関係者が、協議会の場を通じて、情報や意見を交換でき非常に有益であった」などの意見が寄せられました。	職員研修の開催や、広報紙、啓発冊子、ホームページ、区が運用している「障害者支援アプリ」など様々な媒体を用いて広く情報発信することで、障害者に対する差別解消や理解促進に取り組みます。 また、障害者と地域の住民や企業等との交流の場となる「ヒューマンぶらざまつり」や「障害者週間記念事業」を開催するほか、障害者本人の生活を豊かにし、障害者への理解がより一層深まるよう、文化芸術やスポーツを通じたイベントや体験会、研修会などに取り組みます。 ・R5/10/29 ヒューマンぶらざまつり(各年度1回) ・R5/12/2 障害者週間記念事業(各年度1回) ・R6/1/19～2/24 地域で共に生きる障害児・障害者アート展(毎年度) ・R5/6月～R6/3月(各月1回) ソーシャルサーカス(各年度10回) ・R5/11・12月 みなとシネマフェスタ(毎年度) ・R6/3/2 障害者スポーツ体験イベント(各年度1回) ・障害者スポーツ普及研修(各年度2回)	障害者福祉課 障害者福祉係 生涯学習スポーツ振興課 スポーツ振興係 地域振興課 文化芸術振興係
		②心のバリアフリーの推進	A	a	また、3年ぶりに「ヒューマンぶらざまつり」や「障害者週間記念事業」を対面形式で開催し、障害の有無にかかわらず地域の多くの方がふれあい、障害者への理解や交流を深めることができました。		
		③障害者スポーツ・文化芸術イベントの振興	A	a	このほか、サーカスの技術の練習を通じてコミュニケーション力を育む「ソーシャルサーカス」や、障害者のスポーツへの関心を高め、また、利用しやすいスポーツ環境が整っていることを周知するため、「障害者スポーツ体験イベント」を開催しました。		
		評価	A	a	・ヒューマンぶらざまつり来場者数：968人 ・地域で共に生きる障害児・障害者アート展来場者数：621人 ・ソーシャルサーカス参加者数(6回(10～3月))：延68人 ・障害者スポーツ体験イベント参加者数：65人		
	(2) 権利擁護の取組の推進	①成年後見制度の理解促進の支援	A	a	福祉総合窓口配置している障害相談支援員が、成年後見制度の活用が必要な方やご家族に適切に説明できるよう、社会福祉協議会の成年後見利用支援センター(サポートみなと)と協力体制を整えています。	成年後見制度の活用が必要な障害者やその家族などに対して、制度の活用について適切に判断いただけるよう、福祉総合窓口の障害相談支援員が、制度についてわかりやすく説明するなど成年後見制度への理解を促進します。 また、障害もある人が自分の意思を反映させた生活が送れるよう、地域の事業所に国の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を周知します。 障害のある人の尊厳や権利を守るために、令和5年11月に、障害福祉サービス提供施設等の施設長、サービス管理責任者や従業者に対して、障害者虐待に関する講演会を実施する予定です。	障害者福祉課 障害者支援係 障害者相談支援担当
		②虐待防止に関する取組の推進	A	a	障害のある人への虐待防止については、障害福祉サービス提供施設等における虐待防止体制の整備や虐待が起こらないために職員が心掛けるべきことなどを啓発する講演会を11月に計4回開催しました。		
		評価	A	a	・障害者虐待防止センター講演会 事業所の施設長・管理者向け 2回(37名参加) 事業所の従業者・支援者向け 2回(36名参加)		
	(3) 障害者の多様な意思疎通支援	①障害特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進	A	a	障害特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進を図るため、手話の啓発冊子や動画を作成し、普及啓発に取り組んでいます。また、手話通訳者を養成するための講習会を開催するとともに、今年度から新たに、小・中学校(小学4年生、中学2年生を対象)に手話出張講座を行いました。	小・中学校への手話出張講座については、区立小・中学校に加えて、区内の私立の小・中学校にも拡大し、実施校を増やしていきます。 また、令和5年度も、タブレットやスマートフォンの操作方法や機器貸与期間終了後の契約手続などについて相談できる窓口を毎月2回開設するとともに、タブレット・スマートフォンの操作講習会及び機器の6か月間無償貸与についても実施する予定です。 ・R5/7月 スマートフォン講習会(2コース、各4日間) ・R5/9月 タブレット講習会(2コース、各4日間)	障害者福祉課 障害者福祉係 障害者支援係
		②手話言語の理解促進【新規事業】	A	a	また、音声コードの活用、ICTを活用した遠隔手話通訳サービス、障害者支援アプリなど、多様な手法を用いて情報発信しました。		
		③ICTを活用したコミュニケーション支援【新規事業】	A	a	このほか、上半期に引き続き、ICT機器の操作が不慣れな障害者が、生活に必要な情報の取得やオンラインによる申請手続を円滑に行えるよう、タブレット・スマートフォンの操作講習会を1・2月に開催し、あわせて機器を6か月間無償で貸与するとともに、操作方法等を相談できる窓口を毎月2回開設しました。受講者アンケートでは、約75%が受講後もタブレット・スマートフォンを「毎日使用した」「時々使用した」との結果でした。		
		評価	A	a	・手話出張講座：小学校10校、中学校8校 ・障害者支援アプリダウンロード数(R5/3月末)：906件 ・タブレット・スマートフォン講習会(後期)参加者数：26人		
	(4) 障害者が暮らしやすい生活環境の充実	①住まいのバリアフリー化の支援	A	a	在宅の重度障害者(児)に対して、電動式ドア開閉装置、階段昇降機などの設置の給付を行い、住まいのバリアフリー化を支援しました。	障害のある方の自立した日常生活や社会生活を確保するため、引き続き、港区バリアフリー基本構想に基づく、公共施設や公共交通機関の整備・改善などのバリアフリー化を推進します。 また、障害者の住生活の課題に対しては、ケースワーカーや理学療法士等、多職種の連携により質を確保するとともに、ケースワーカーの住宅設備改善に関する理解と知識の向上を図ります。 ・R5/5月又は6月 港区バリアフリー基本構想推進協議会 ・R5/10月 港区バリアフリー基本構想推進協議会麻布地区部会(まち歩き点検) ・R6/3月 港区バリアフリー基本構想推進協議会事業者部会	障害者福祉課 障害者給付係 地域交通課 交通対策係
		②バリアフリー化の計画的な推進	A	a	地域のバリアフリーの現況や課題を確認するため、障害者団体等の代表、道路管理者などにより、実際に浜松町駅周辺重点整備地区を歩いて点検を実施しました。また、港区バリアフリー基本構想に基づき、各施設管理者や交通事業者等において事業者部会を開催し、特定事業計画の進捗状況の確認や意見交換を行いました。		
		評価	A	a	・住宅改修(10月～3月)：13件 ・ケースワーカー研修参加者数：12人 ・港区バリアフリー基本構想推進協議会芝地区部会(まち歩き点検)：1回(10月) ・港区バリアフリー基本構想推進協議会事業者部会：1回(3月)		
	(5) あらゆる危機から障害者を守る支援の充実	①新たな感染症などの危機から障害者を守る支援の強化【新規事業】	A	a	災害時に障害のある人の安全を確保できるよう、区内5か所の障害者を対象とした福祉避難所の施設長と意見交換会を開催し、施設の職員向けの動画による福祉避難所や首都直下地震に関する学習、他自治体で災害時に福祉避難所を開設した施設職員からの研修などに取り組むとともに、施設の防災対策について意見交換や情報共有を行いました。	引き続き、福祉避難所の施設長と協力し、定期的に意見交換会を開催しながら、避難所運営マニュアルの実効性の向上、避難所運営訓練の実施や災害備蓄の強化に取り組んでいます。 令和5年度は、専門家からのアドバイスを活用し、既存のマニュアルの実効性を更に高めるとともに、障害者や障害児の安否確認や福祉避難所への応援職員の派遣のために協定を締結している障害関連事業所と調整を進め、具体的な連携方法を反映し新たなマニュアルを作成します。 また、職員が福祉避難所を円滑に運営できるよう、避難者への対応などを想定した図上訓練の実施や、発災から避難所の開設や運営までの流れをわかりやすく示した動画作成に取り組んでいます。 さらに、障害のある人が参加できる防災訓練を実施し、福祉避難所の役割の周知や障害特性に応じた災害時に役立つ用具の紹介など、障害者の防災意識の向上や地域と連携した福祉避難所の運営体制を強化します。 ・R5/5月～ 福祉避難所意見交換会開催(6回) ・R5/11月 障害者防災訓練実施	障害者福祉課 障害者福祉係 障害者支援係 防災課 防災係
②障害者の災害時支援体制の整備		A	a	また、災害時の障害のある人の安否確認を円滑にできるよう、民生委員・児童委員に、障害者に対する災害対策の現状について、10月に講演会「障害のある方に対する震災時の対策について」を実施しました。			
③災害時における意思疎通の支援		A	a	さらに、災害時に的確に情報を得られるよう、文字表示付きの港区防災ラジオを希望する世帯に有償で配布するとともに、区立施設に遠隔で手話通訳を利用できるQRコード案内を設置し、災害時に区民避難所においても、手話が必要な方が手話で意思疎通できる体制を整えています。			
評価		A	a	・福祉避難所意見交換会：3回(10月、11月、3月) ・民生委員・児童委員向け防災講演会参加者数：123人 ・文字表示付き港区防災ラジオ配布数：38台			

第3章 障害者分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和4年10月～令和5年3月）	今後の取組予定（令和5年4月～令和6年3月）	担当課
2 障害者の生活を 支えるサービ スの充実	(1) 日常生活を支 えるサポ ート体制の充 実	①福祉総合窓口の活用による 包括的な相談体制の構築	A	a	各総合支所の福祉総合窓口では、障害者福祉課（障害者基幹相談支援センター）から障害者相談支援員を派遣し、障害者の相談に応じるとともに、保健や福祉等の関係機関の連携強化に取り組んでいます。 また、地域生活支援拠点事業により、障害者の「親亡き後」の生活等を地域で支援するため、地域生活支援拠点コーディネーターが障害者の利用登録や地域の事業所の特徴の把握に取り組んでいます。本事業により、今までサービスを利用していなかった人が、サービスの利用を開始するなど、一定の効果は見られます。一方で、登録者の日中活動、住まい、財産管理など「親亡き後」の生活プランを作成しながら、障害者や家族とともに話し合っていく必要があります。 さらに、日中活動の場の充実として、区立障害保健福祉センターにおける生活介護や就労継続支援の活動終了後の居場所の確保や、移動支援利用時の休憩場所の提供などに取り組むとともに、障害のある人の余暇支援や家族の就労支援を目的とした、日中の居場所提供事業を10月から開始しました。また、事業をさらに利用しやすいものとするため、年度末には利用者に対するアンケートを実施しました。	障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるために、福祉総合窓口において、障害のある人やその世帯が抱える課題を的確に把握し、関係機関に繋がられるよう、障害相談支援員の質の向上に取り組みます。 地域生活支援拠点事業では、事業所連絡会などを通じて、相談支援事業所や地域の障害福祉サービス提供事業所に事業内容を周知し、利用登録者や協力事業所を増やすとともに、登録者の親亡き後の住まいや日中活動などを示した生活プランを作成していきます。 また、地域生活支援拠点コーディネーターが、相談支援事業所との地域の課題を共有しながら、地域で利用できるサービスや不足しているサービスを把握します。その情報をもとに、障害者福祉課が新たな事業の実施や事業所への支援策等を講じていきます。 日中の居場所提供事業は、利用者や事業所へのアンケート結果をもとに事業改善に取り組みながら、各地区で事業展開を拡大できるよう事業所に協力を働きかけていきます。 ・日中居場所提供事業登録事業所の増：4事業所から8事業所に拡大	障害者福祉課 障害者支援係 障害者相談支援担当
		②地域生活支援拠点における 支援の充実	A	b			
		③日中活動の場の充実	A	a			
		評価	A	a	・地域生活支援拠点事業登録者数：31人 ・日中居場所提供事業登録事業所数：4事業所 登録者31名		
	(2) 地域生活への移 行の促進	①地域移行支援の推進	B	b	区内の特定相談支援事業所14か所で、地域移行支援など事例が少ないケースにも円滑に対応できるよう、研修や事例検討を通じて、相談支援専門員のスキルアップを図っています。一方で、区では施設入所者などが地域移行をする例が少ない現状があり、今後、地域移行のための住まいや利用できるサービスなどを充実していく必要があります。 また、障害者グループホームの設置については、南青山二丁目用地において、地域住民との意見交換等を通じて継続して協議を丁寧に進め、令和5年3月に実施設計を終えました（当初計画では、令和4年3月に実施設計終了予定）。必要性を検討していた日中サービス支援型グループホームについては、南麻布三丁目保育室終了後の跡地（南麻布三丁目用地）に、障害者（児）居場所づくり事業活動場所を含め、区が公の施設として、建替えて整備することとしました。 さらに、短期入所については、障害保健福祉センターなど区立施設13床において、利用者の障害特性や状況に配慮しながら、障害者の生活体験、家族のレスパイトなど、多様な機能を果たしました。	入所施設からの地域移行を促進するためや、長期入院をしている障害のある方が地域で自分らしく生活を送れるよう支援するために、相談支援専門員のスキルアップのための研修や勉強会を実施します。地域生活支援拠点事業のコーディネーターが地域移行に必要な住まいやサービスなど地域資源の把握に努め、相談支援専門員や福祉総合窓口と連携しながら、入所施設や病院から地域移行を希望する人を支援していきます。 また、障害者グループホームについて、南青山二丁目用地では、令和5年7月から工事に着手し、整備を進めていきます。併せて、南麻布三丁目用地では、日中サービス支援型グループホーム等の整備計画策定に着手し、入居対象者や必要となる設備を検討するほか、並行して、障害者家族などの意見の聞き取りを実施します。 さらに、短期入所については、引き続き緊急受入れ、家族のレスパイトのほか、生活体験など多様な機能を果たしていくとともに、看護師など医療職員の体制をさらに充実させ、医療的ケアが必要な障害者の受入れを積極的に進めていきます。	障害者福祉課 障害者支援係 障害者施設係 保健福祉課 福祉施設整備担当
		②障害者グループホームの 設置・整備支援【年次計画事業】	B	a			
		③短期入所の充実	A	b			
		評価	B	b	・南青山二丁目公衆施設における地域住民との意見交換：全3回 ・日中サービス支援型グループホーム：入居者20名を想定		
	(3) 医療的ケア児・者 をはじめとした 障害特性に応じた 支援の充実	①医療的ケア児・者に対する切れ目ない 支援	A	b	新橋はつらつ太陽あおぞらに加えて、障害保健福祉センターの工房アミでも、医療的ケアが必要な人を受け入れていますが、利用希望者が定員を上回っている状況です。また、医療的ケアが必要な方が利用できる短期入所については、現在、障害者支援ホーム南麻布のみであり、家族から利用希望が寄せられるなど区民のニーズも高まっていることから、他施設での受入れを早急に検討する必要があります。 また、高次脳機能障害については、理解促進事業として講演会や研修会のほか、相談会を毎月開催しました。また、社会参加へ向けた機能訓練も実施しました。発達障害支援については、発達障害者支援室による相談支援等に加えて、障害特性の理解や発達障害の周知啓発を目的とした講演会を実施するとともに、大学や企業を対象とした発達障害のある人への配慮や環境整備に関する勉強会を実施しました。	医療的ケアが必要な人が安心して障害福祉サービス等を利用できるよう、生活介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービスでの看護師の確保や定員の拡大に取り組んでいきます。 高次脳機能障害については、引き続き理解促進事業による周知啓発をするとともに社会参加へ向けた支援を行っていきます。 発達障害支援については、引き続き講演会など発達障害の周知啓発するとともに、日頃の相談対応、本人の居場所支援や家族への支援を充実し、地域のニーズや課題を把握していきます。 ・高次脳機能障害者理解促進事業：相談会（12回） 講演会（1回） 研修会（2回） ・R5/4/2 発達支援講演会（成人期の発達障害）	障害者福祉課 障害者支援係 障害者施設係
		②障害特性に応じたきめ細かな支援	A	a			
		評価	A	a	・区内生活介護事業所における医療的ケアが必要な人の受入人数：13名 ・高次脳機能障害者理解促進事業相談会：6回 講演会：1回 研修会：2回 ・発達支援セミナー（学校・企業向け）：各1回		
		①障害福祉サービス等事業所に関する 第三者評価機関の活用促進	A	a	第三者評価受審により、日頃のサービス提供を客観的に見直すことができ、また、運営支援事業を含む他制度の補助を受けるための要件となっていることから、区内の全事業所に対し、第三者評価機関の活用による受審を促進するとともに費用を助成しました。 また、区内の障害福祉サービス事業所に対し実地指導を行い、令和3年度の省令改正の実施状況の確認及び助言、新加算の算定への助言、令和4年度の送迎バス等の安全対策の実施に係る注意喚起等の支援を行いました。		
②障害福祉サービス事業者への支援	A	a					
③障害児通所支援事業者への支援 【新規事業】	A	a					
評価	A	a	・第三者評価受審件数：4件 ・実地指導件数：24事業者（48事業所） ・運営支援補助件数：11件				

第3章 障害者分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和4年10月～令和5年3月）	今後の取組予定（令和5年4月～令和6年3月）	担当課
3 特別な配慮の必要な子どもへの支援 【重点施策】	(1) 早期からの相談支援の充実	①総合的な相談支援窓口の充実	A	a	児童発達支援センターにおいて、早期からの相談に応じ、個々に合わせた指導につなげるとともに、地域の療育のネットワークを強化するために、児童関連機関等に研修や勉強会を実施しました。一方で、年々、児童発達支援や総合相談の業務量が増えており、その業務に取り組むことで体制的に余裕がなくなってしまう、事業所連絡会の開催にはいたりませんでした。今後、児童発達支援センターの役割である地域支援を更に強化し、民間事業所の特徴の把握や専門的なスタッフによる民間事業所の支援の質の向上に取り組んでいきます。	児童への療育のニーズは様々であるため、0歳から18歳までのライフステージに合わせた支援ができるよう、職員体制の強化や職員のスキルアップ、支援スペースの確保などに取り組んでいきます。地域の療育の力を高められるよう、地域の関係機関や事業所と研修や連絡会を通じて、療育のネットワークを積極的に構築していきます。 ・R5/7月 障害児通所支援事業所連絡会開催	障害者福祉課 障害者支援係 障害者施設係
		②区立児童発達支援センターにおける支援体制の強化	A	b			
		評価	A	a	・総合相談対応件数：1,246件		
	(2) 特別な配慮の必要な子どもに対する生活の支援	①保育園との併用通所の充実	①保育園との併用通所の充実	A	s	保育園との併用通所は、当初の利用人数10人から49人増えており、児童が集団生活に適應できるための支援に加え、家族の就労支援にも寄与しています。また、元麻布保育園障害児・医療的ケア児クラスとの併用通所も、令和5年4月の開始に向けて準備を進めました。	併用通所の支援に加えて、保育所等に児童発達支援センターの職員が訪問し保育所等訪問支援を行うことで、障害のある児童の集団生活への適應を支援するとともに、保育所等の職員に対して療育への理解や児童への対応方法などを伝えていきます。放課後対策の充実については、既存の事業を充実するとともに、現在、障害特性により通所できていない児童の状況やニーズを把握し、民間の事業所とも連携しながら、通所できる環境整備に取り組んでいきます。児童館・学童クラブ等では、引き続き、専門家の指導により、障害児への理解を深め、対応方法を習得し、支援体制を整備していきます。
②放課後対策の充実			A	a	放課後対策では、児童発達支援センターでの発達特性のある子どもに心理士などによる放課後等デイサービスを提供するとともに、障害保健福祉センターでの重症心身障害児への放課後等デイサービスも、18時までの預かり事業に取り組むなど利用者数が増えている状況です。		
③障害のある子どもが児童館等で快適に過ごせる体制の整備			A	a	児童館・学童クラブ等では、配慮を必要とする利用する児童に対して、指導員が適切な対応ができるよう、留意点や対応方法などについて、臨床心理士等による巡回指導の実施や研修を行い、障害のある子どもが快適に過ごせる体制を整備しました。		
評価		A	a	・併用通所利用者数：49人 ・医療的ケア・重症心身障害児対応放課後等デイサービス登録者数：23人			
4 障害特性に応じて就労できる 仕組みづくり	(1) 一般就労への移行と就労定着支援の強化	①福祉施設から一般就労への移行の推進	A	a	区の就労支援センターかもめを中心に、地域の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）で構成している就労支援ネットワーク会議を実施しています。その会議では、ハローワークと連携した研修などを活用し、企業からの求人状況、一般就労へ移行した事例や各事業所の現状や課題を共有することで、障害者就労支援に役立てています。	就労支援ネットワーク会議では、ハローワークと連携して障害のある人の一般就労の現状について研修を行うとともに、各事業所の日頃の支援から地域の課題を抽出して、自立支援協議会などを活用し、課題解決に取り組んでいきます。分身ロボットを活用した働き方の推進では、分身ロボットにより働く方を増やしていき、勤務場所も区有施設などにも拡大できるよう調整していきます。また、本事業の区での本格実施を検討するとともに、この取組を積極的に社会に情報発信することにより、企業における新たな障害者就労の機会を充実させていきます。 ・就労支援ネットワーク会議予定回数：年間6回	障害者福祉課 障害者支援係
		②障害者の就労支援ネットワークの強化	A	a	また、分身ロボットを活用した働き方の推進では、福祉売店はなみずきでの勤務時間や日数を増やすとともに、障害保健福祉センターみなのカフェタンポポ、バリアフリー映画イベントや企業のマルシェにも参加して新たな働き方を周知啓発しました。		
		③ICTを活用した就労支援の充実	A	a	区の取組を見た民間企業からは、「分身ロボットの導入に向けて検討している。」といった意見が寄せられました。		
	(2) 支援機関の連携による就労支援の充実	①就労支援事業所の連携による共同受注の推進	①就労支援事業所の連携による共同受注の推進	A	a	共同受注については、70件、7,980,676円の実績があり、障害のある人の工賃等の向上に寄与しています。	共同受注については、引き続き、積極的に企業へアプローチするとともに、契約の不調を防ぐために地域の事業所の特徴を事前に把握しながら、新たな販路の開拓に取り組んでいきます。また、障害者就労施設等からの物品等優先調達目標額は、令和5年度以降当面の間、1億1,000万円と設定し、引き続き障害者就労施設等への優先的な発注に取り組んでいきます。さらに、超短時間雇用の促進については、超短時間に適した仕事と障害のある人とのマッチングに取り組み、事例の一つひとつ積み重ねて、港区における超短時間雇用の仕組みを構築していきます。
②障害者就労施設等からの物品等の調達の推進			A	s	また、障害者就労施設等からの物品等優先調達方針を毎年度策定し、区が調達する目標額を設定するとともに、職員向けに区内事業所の事業内容を周知し、発注につなげています。その結果、平成30年度以降、調達実績額が目標額を上回り、直近の令和3年度についても、目標額8,700万円に対し、調達実績額は約1億1,922万円となりました。		
③就労機会の確保			A	a	さらに、障害特性により長い時間働くことができない障害のある人のための超短時間雇用の促進では、企業から切り出した仕事と障害のある人のマッチングに取り組み、11名の方が就労に結びつきました。1月には、超短時間雇用に関する港区の取組を発表するシンポジウムを開催しました。		
評価		A	a	・共同受注実績：70件 ・超短時間雇用の促進マッチング数：5事業所 11名 ・超短時間雇用に関するシンポジウム参加者数：76名			